

いわゆる「働き方改革関連法案」における高度プロフェッショナル制度の削除を求める会長声明

- 1 政府は、いわゆる「働き方改革関連法案」として、労働基準法等改正法案（以下、「本法案」という。）を国会に提出し、平成30年5月31日、衆議院で可決され、参議院に送付された。本法案については、すでに国会において、平成30年3月10日付「いわゆる「働き方改革関連法案」の改善を求める会長声明」を發出し、改善を求めているところであるが、当会が反対する高度プロフェッショナル制度の新設規定が維持されたままであり、以下のとおり、改めてその問題点を指摘し、同制度の導入に強く反対する。
- 2 高度プロフェッショナル制度は、対象労働者には労働基準法が定めた長時間労働を抑止するための規定が適用されないものであるから、対象労働者の長時間労働が助長されかねない。労働時間規制は、労働者の健康の確保をもその趣旨とする以上、高収入を得ているからといって、労働時間規制の適用を除外してよいということにはまったくならず、過労死遺族らが、過労死を助長する危険な制度であるとして強く反対するとおり、労働者の心身の健康を蔑ろにする法案であるといわざるを得ない。

また、政府は、労働者側にとっても柔軟な働き方を可能にするもので導入の必要性が高い旨主張するが、国会審議の過程において、労働者側のニーズが確認されたとは到底いえず、むしろ経営者側の時間外労働に関する割増賃金負担削減のニーズを無批判に取り入れようとする法改正であることは明白である。

さらに、この制度の対象となる業務の範囲は曖昧であるため、対象業務の範囲が拡大解釈されるおそれとともに、具体的な対象職種を政令で定めることとされているため、将来、安易に拡大される懸念が存在する。いわゆる労働者派遣法においても、当初は専門職等13業務のポジティブリスト方式を用いて限定されていたものが、政令によって定められていたために拡大が容易となり、その後の対象業務の追加、ネガティブリスト方式への転換などによって広範囲に拡大され、我が国の社会に不安定な非正規雇用の蔓延を招いたことは記憶に新しいところである。いったん高度プロフェッショナル制度の導入を認めてしまえば、上記と同様の事態が発生することは容易に予想される。

収入要件を設けて、対象労働者を限定する点についても、具体的な収入要件は「厚生労働省令で定める」とされているため、この制度導入後、法律の改正によらず、省令の改正という民主的統制の及びにくい手段により、収入要件の額を引き下げて適用対象となる労働者の範囲を拡大させることも容易である。また、省令で規定される額が1075万円を参考に検討されているが、高度プ

ロフェッショナル制度の前身である「ホワイトカラーエグゼンプションに関する提言」（日本経済団体連合会 2005年6月）では、年収400万円以上の労働者が適用対象者として想定されていたことを考慮すると、最終的には、決して高収入とはいえない労働者までもが適用対象者とされてしまう危険性があることは看過できない。

また、労働者が同意してこの制度が適用されても、自らの意思によって同意の撤回をできるとの規定については、労働者が勤務先企業の意向に背いて同意を撤回すること自体が企業組織の中では現実的とはいえず、制度の弊害を解消する方法としてはほとんど無意味である。

- 3 以上のとおり、高度プロフェッショナル制度については、過労死問題が重要な社会問題となっている中、労働者の長時間労働をかえって助長し、ひいては過労死の危険を増大させるとともに、労働者の待遇を低下させかねない重大な問題が存在する。企業の国際的競争力強化のために労働者保護を不当に緩和することは、長期的には国民の活力を奪い、社会を疲弊させることとなる近視眼的な政策であり、将来の我が国の社会に禍根を残すものと言わざるを得ない。

当会は、労働者の人権擁護の観点から、本法案より高度プロフェッショナル制度の新設規定を削除するよう参議院に対し強く求めるものである。

以 上

平成30年6月9日

長野県弁護士会
会 長 金 子 肇